（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第六条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「第十九条」を「第二十一条第一項及び第二項」に、「第二十五条及び第二十九条」を「第三十三条、第三十五条及び第四十一条」に、「第四十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改め、同項第十五号中「第十三条、第十九条、第三十八条及び第五十三条」を「第十二条、第十八条、第三十六条及び第五十一条」に改め、同項第二十三号中「助言」の下に「及び同条第三項の規定による協力」を加え、同条第二項第六号中「第四十二条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条第五項中「第四十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第十八条第一項第二号中「第十九条」を「第二十一条第一項及び第二項」に改める。

第二十二条第一項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項第一号」に改める。

附則第八条の六の次に次の一条を加える。

（産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る業務の特例）

第八条の七　機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第三十八条の業務及びこれに附帯する業務を行う。

附則第十三条の三第一項中「次条」を「附則第十四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の四　機構は、附則第八条の七に規定する業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2　附則第十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

附則第十四条の表以外の部分中「第八条の六」を「第八条の七」に改め、同表第十七条第一項第三号の項中「及び附則第八条の五」を「並びに附則第八条の五及び第八条の七」に改め、同表第十八条第一項第二号の項中「及び第八条の五」を「、第八条の五及び第八条の七」に改め、同表第十九条第一項の項中「第八条の六」を「第八条の七」に改め、同表第二十一条第一項の項中「附則第八条の五」を「附則第八条の五及び第八条の七」に改め、同表第三十五条第二号の項中「第八条の六」を「第八条の七」に改める。

第七条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十五号中「第百十七条第一項」を「第七十八条及び第百三十一条第一項」に、「第百三十三条」を「第百四十条」に改める。

第十八条第一項第一号中「第百十七条第一項」を「第七十八条及び第百三十一条第一項」に、「協力及び」を「協力並びに」に、「第百三十三条」を「第百四十条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十七条の規定　公布の日

二　第二条、第五条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条、第二十四条、第二十六条、第二十八条及び第三十条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（見直し）

第二条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（旧産競法の規定による解釈及び適用の確認に関する経過措置）

第三条　第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下「旧産競法」という。）第九条第一項の規定による求めをした者に対する回答については、なお従前の例による。

（事業再編計画に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旧産競法第二十四条第一項の認定の申請であって、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に旧産競法第二十四条第一項の認定（旧産競法第二十五条第一項の変更の認定を含む。）を受けている事業再編計画については、なおその効力を有するものとし、当該事業再編計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた事業再編計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

（特定事業再編計画に関する経過措置）

第五条　施行日前にされた旧産競法第二十六条第一項の認定の申請であって、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に旧産競法第二十七条第一項の変更の認定を含む。）を受けている特定事業再編計画については、なおその効力を有するものとし、当該特定事業再編計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた特定事業再編計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に行われている旧産競法第三十八条の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（株式会社日本政策金融公庫の行う事業再編促進円滑化業務に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に行われている旧産競法第三十九条第一項に規定する株式会社日本政策金融公庫の事業再編促進円滑化業務については、同条並びに旧産競法第四十条及び第四十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産競法第三十九条第二項の表第五十八条第一項の項中「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）」とあるのは、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「旧産競法」という。）」と、同表第五十八条第二項及び第五十九条第一項の項、第七十一条の項、第七十三条第一号の項、第七十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七条第一項の項中「産業競争力強化法」とあるのは「旧産競法」とする。

（旧産競法第四十一条第一項に規定する指定金融機関の行う事業再編促進業務に関する経過措置）

第八条　この法律の施行の際現に行われている旧産競法第四十一条第一項の指定金融機関の行う同項に規定する事業再編促進業務については、同条から旧産競法第四十九条まで及び第百三十八条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。